同居家族がいる場合の生活援助について

1 同居家族がいる場合の生活援助について

〇「生活援助中心型」の単位を算定する場合

生活援助が中心である場合については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

参考:指定居宅介護サービス等の介護報酬 訪問介護費 注3

同居する家族がいる場合の生活援助については、その同居する家族等が対応することが基準となるため、原則保険給付として算定できないこととされています。

しかしながら、一方では個別性を勘案し、その同居する家族等が「障害・疾病その他やむを得ない事情により家事ができる状況ではない」と判断できる場合は、例外的に算定することも認められています。

参考:同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて(平成19年12月20日 厚生労働省老健局振興課事務連絡)同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助等の取り扱いについて(平成20年8月25日 厚生労働省老健局振興課事務連絡、平成21年12月25日 厚生労働省老健局振興課事務連絡)

なお、これは適切なケアプランに基づくものともされています。当該サービスの利用開始を予定している場合は、あらかじめ那珂川市への届出を行ってください。

※同居家族の全員が要介護もしくは要支援の認定を受けている場合を除く

(1) 提出期限

原則としてサービス利用を開始する予定の1週間前までに提出してください。なお、緊急を要する場合は、電話等によりご相談ください。

※当該サービスが現に算定されている場合は、速やかに提出してください。

(2) 提出書類

- ①介護保険サービス利用に係る居宅サービス計画の届出書
- ②居宅サービス計画書(ケアプラン)第1表~第3表(利用者の同意を得たもの)
- ③サービス担当者会議の要点(第4表)
- ④フェイスシート及びアセスメントシート
- ※支援経過記録の提出については必須とはしませんが、アセスメントにおいて重要な記載がある場合は、①~④に追加してご提出ください。

また、提出書類は、適切な分析や評価を行っていることが確認できるように明記してください。

このことについて、あらためて解釈通知に基づき整理しました。取り扱いについて留意してください。

1 同居/別居の判断の留意点

マンション等において別室の場合は基本的に別居ととらえられますが、生活の実態として別室の家族 等による<u>日常的な支援等の実態がある場合、生活援助の算定は適切ではありません。</u>

また、住民票上は単身世帯であっても単身と判断できない場合があります。

いわゆる二世帯住宅や同一敷地内別棟(以下、「二世帯住宅等」という。)に家族が居住する場合、 生活の実態を踏まえた個別の判断が必要となります。

<u>例えば、</u>生活の実態や経済的に別々の生活となっていて、二世帯住宅等に居住する家族等から支援等の実態がない場合は、実質的には別居と考えられます。よって、ここに生活援助を位置づける場合においては、この判断をするに至ったアセスメント内容について提出いただくことになります。

2 生活援助の算定が必要であると想定される状況について

(1) 家族等が障害、疾病等である

同居する家族等が障害又は疾病により家事ができない場合については、具体的な疾病名と、それによりどのような家事を行うことができないかを明らかにする必要があります。

- ※「体調が悪い」や、障害手帳の有無だけで判断するのではなく、場合によっては通院情報等の聞取りも必要です。
- (2) その他やむを得ない事情

その他の状況として考えられるもの(例)

- ・同居の家族が要介護又は要支援であり、家事を行うことが困難な状況にある。
- ・同居の家族との家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない。例えば、介護放棄によりすでに支障が生じているなど。(やったことがないからできない・したくない、、遠慮があり頼みにくい、訪問介護員に頼めるならそうしたい、というのは該当しません。)
- ・同居の家族が就労等により長時間にわたり不在となり、家事をすることが困難な場合。
 - →単に日中独居という状態だけをとらえて判断するのではなく、次のような点を検討して必要性を 判断してください。
 - *家族の就労状況により、必要な援助を得られないこと
 - *ほかに代替する手段がないこと
 - *安全面や健康面、衛生面から検討して必要性が高いこと
 - *時間が限定され、その時間に家族等の援助が得られないこと
 - 例)本人が認知症であり、家族の不在の時間に食事の準備をひとりでできずに配膳等の支援が 必要な場合。

同居の家族がいる場合の生活援助については、その家族により個別の状況があるため、一律に制限することは適切ではありませんが、やむを得ない事情により家事を行えないのか、代わりとなる手段はないのか、その時間にサービスが提供されなければならないのかなどの個別の状況を具体的に検討し、そのアセスメントの内容を記録する必要があります。

3 生活援助として算定できないもの(平成12年 労企第36号)

- (1) 商品の販売や農作業等の正業の援助的な行為
- (2) 直接本人の援助に該当しない行為
 - ・主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
- (3) 日常生活の援助に該当しない行為
 - ・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
 - ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為
- (※)日常的に行われる掃除についても、対象となるのは本人の居室などであり共用部分については原則として認められません。共用部分については、特段の状況をアセスメントする必要があります。

4 注意していただきたいこと

同居の家族がいる要介護者等に生活援助を算定する際は、「なぜ同居家族が行うことができないのか」「なぜその内容・時間・回数でサービス提供が必要なのか」等をサービス担当者会議などで検討したうえで、適切なケアマネジメントを通してケアプラン及び訪問介護計画書に位置付けます。(サービス内容については、サービス担当者会議録、ケアプラン及び訪問介護計画書のいずれにも詳細に明記してください。「本人居室の掃除」などです。)

特に同居家族の就労を理由とする場合は、就労の状況や休日の状況等細かい聞取りが必要です。 また、第三者に対して明確な説明ができるよう(客観性の担保)、決定した経過がわかる記録を残す

ことが必要となります。 本市においては、「身体介護に引き続き生活援助を行う場合」についても、同様のアセスメントをお 願いしております。 チェック1:事業対象者、要支援1~2、要介護1~5の利用者である

※事業対象者、要支援1~2についても、考え方は同じです。

チェック2:利用者本人に対して訪問介護員による生活援助が必要である

※本人ができることは訪問介護サービスの利用はできません。

チェック3:本人に必要なサービスである

※単に利用者や家族が希望することではなく、日常生活を営む上で必要なサービス内

容となっているか。

チェック4:そのサービスは生活援助の算定が適切である

※自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助(自立支援、ADL・IADL・QOL向

上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)の場合は身体

介護での算定となります。

チェック5:「同居家族がいない」又は「同居家族は家事ができない」

あり

同居家族なし

同居家族の有無の判断

(日中独居は含まず)

チェック6:

サービス提供内容が介護保険給付

として適切かの検討

同居家族あり

同居家族がいる場合

○障害・疾病の有無

○やむを得ない事情の有無

「労計第 10 号(改正 老振発0330 第 2 号)」に定められた範囲 のサーボイス内容であり、かつ「老企第」36号」と「厚生労働省告示 19号」の基準を満たしているこ と、かつ「老振第 76 号」に例示さ れている不適切な事例に該当していないこと。

なし

不適切

適切

生活援助の算定

できない

NΟ

チェックフ: サービス開始前にケアプランに位置付けられている チェック8:

ケアプラン原案がサービス担当者会議において利用 者を含めた出席者により合意されており、明文化さ

※ケアプラン(1)表の「生活援助中心型の算定理由」に記載 がある

チェック9:

サービス開始前に訪問介護計画書に位置付けあり

YES

介護保険の訪問介護以外の方法で 代替サービス・支援方法を検討する

生活援助の算定 できる